

公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年10月3日

福岡県企業管理者 野田 和孝

記

1 入札に付する事項

(1) 件名

大湊発電所ほか2発電所の電力売却

(2) 対象発電所

受給地点	所在地	受給最大出力(kW)
大湊発電所	福岡県八女市黒木町北大湊字道の上807-4番地	7,500
木屋発電所	福岡県八女市黒木町北木屋字寄2819-2番地	7,500(※)
ちくし発電所	福岡県那珂川市大字五ヶ山字下北川908-8番地の地先	550
合計		15,550

※ 受託発電分の1,500kWを含む。

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 売却期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予定売却電力量

令和8年度 45,778,000kWh

予定売却電力量と比較して増減する場合は、受給電力量を購入するものとする。

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企業局管理課電気工水係（県庁行政棟6階北棟）

電話番号 092-643-3787（直通）

3 入札に参加する者に必要な資格

令和7年10月29日（水）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札

代理人として使用する者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納のない者。
- (5) 福岡県の県税に未納のない者。
- (6) 福岡県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (8) これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (9) 令和5年度及び令和6年度のいずれの期間においても、小売電気事業者としての電力供給の実績が45,778,000kWh以上であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過及び累積欠損がないこと。
- (12) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。

4 入札説明書等の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより交付する。

5 契約条項を示す場所

2に同じ。

6 競争入札参加資格審査申請の受付

(1) 申請受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月29日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 受付場所

2に同じ。

(3) 申請方法

入札説明書に示す書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間内必着。）すること。ただし、やむを得ない場合は、郵送に代えて持参することができる。

7 入札書の受付期間、提出場所及び提出方法

(1) 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年11月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（県

の休日を除く。)

(2) 入札書の提出場所及び提出方法

ア 2の場所へ書面により、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間内必着。）により行うこと。

イ その他、入札説明書の規定による。

(3) 入札方法

入札は1 kWh当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月2日（火）午前10時

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企業局管理課会議室（県庁行政棟6階北棟）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札しようとする金額（1 kWh当たりの単価）の100分の110（＝消費税及び地方消費税相当額を加えた金額）に令和8年度の予定売却電力量（45,778,000kWh）を乗じて得た金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次に該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約（入札しようとする金額（1 kWh当たりの単価）の100分の110（＝消費税及び地方消費税相当額を加えた金額）に令和8年度の予定売却電力量（45,778,000kWh）を乗じて得た金額の100分の5以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保証期間は、開札日から14日間とする。

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 契約保証金

落札者は、落札価格（1 kWh当たりの単価）に令和8年度の予定売却電力量（45,778,000kWh）を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（落札価格（1 kWh当たりの単価）に令和8年度の予定売却電力量（45,778,000kWh）を乗じて得た金額の100分の10以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保証期間は、契約締結日から契約期間の末日までとする。

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

10 入札の無効

(1) 次の入札は無効とする。

なお、地方自治法施行令第167条の8の規定により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

ア 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

イ 所定の場所及び日時に到達しない入札

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 入札保証金が9（1）に規定する金額に達しない入札

オ 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札

カ 金額の記載がない入札

キ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

ク 明らかに連合等によると認められるとき

ケ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

コ 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

11 落札者の決定の方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。